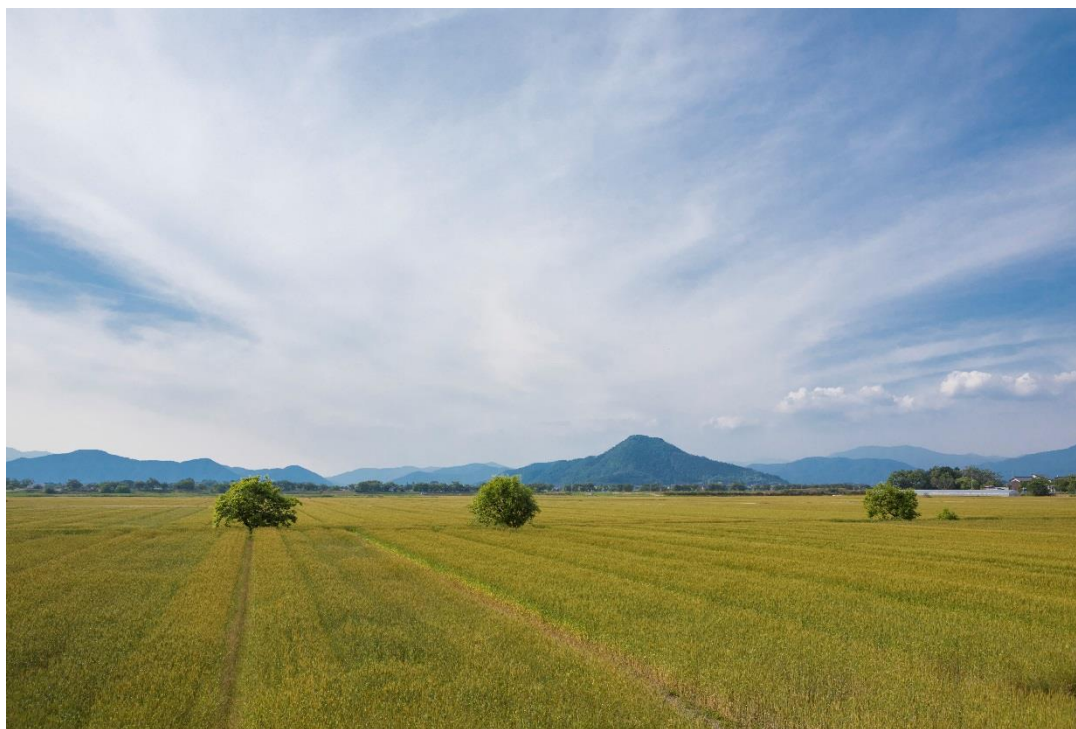


平成31年度
長浜市農業施策に関する意見書



平成30年11月
長浜市農業委員会

平成31年度長浜市農業施策の推進について

平成28年の農業委員会等に関する法律の改正により、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会における重点業務と位置付けられ、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を、より強固に推進していくこととなりました。

本市でも、この7月の委員改選において、新たに農地利用最適化推進委員を設置し、農地利用の最適化に向けて活動しているところですが、農業従事者の高齢化と減少は年々進んでおり、長浜市内の8,000haに及ぶ農地を今後いかに維持・管理していくのが、大きな課題となっています。

このような中、今年、当委員会が行った『農業経営に関する意向調査』や、『集落営農組織との意見交換会』によると、依然として続く農産物価格の低迷や、直接支払い交付金・生産調整の廃止に加え、近年の異常気象に端を発する、台風等自然災害からの復旧費用等が農業経営を圧迫しているとともに、認定農業者や集落営農組織といった担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域農業を支える基盤の弱体化が進んでいます。

市長は、常々『農業は国の礎である』、『農業は人間の生命に不可欠な食の源であり、生命産業である』と発言されています。本市の農業及び農地が、危機的な状況にあることを十分ご認識いただき、農業がやりがいと魅力ある産業として持続的な発展を遂げられるよう、また、環境保全や景観形成・防災など、多面的機能を持つ農地を、次世代に継承していくための施策を積極的に講じられるよう、意見書を提出します。

平成30年11月14日

長浜市長 藤井勇治様

長浜市農業委員会会長 角田功

平成31年度の農業施策に関する意見

1. 担い手の確保と農業振興政策

旧来より本市では、農地集積を積極的に進めてきたこともあり、担い手への農地集積率は6割を超えています。また、「農業経営に関する意向調査」では、3割以上の担い手が規模拡大の意向を持っておられ、認定農業者や農地所有適格法人に農地集積が進んでいます。しかしながら、兼業農家や飯米農家などの小規模農家、地域の集落営農組織などによって地域農業が成り立っているのも事実であり、この双方によって本市の農業は支えられています。

一方、回復の兆しが見えない米価の低迷による、担い手農家や兼業農家の経営不振に加え、生産調整の見直しや直接支払い交付金の廃止、農業従事者の高齢化による農業離れなど、様々な課題が山積しており、明るい未来が見えない現状に農業者は危機感を抱いています。

このような状況の中、本市でも水稲だけではなく、様々な農作物による農業経営が展開されていますが、多種多様な農業に対し本市の目指すべき方向を明確にし、農業者や地域、関係団体、行政がしっかり連携して、持続可能な農業を実現するためには政策や支援が重要であることから、次の施策を講じられたい。

○ 国による生産調整の見直しに対して、引き続き転作のブロックローテーションを維持できるよう、支援の充実を図ること。また、集落単位だけではなく、生産者規模でのブロックローテーションに対しても、支援を広げること。(新)

○ 新規就農者の獲得に向けては、農地の貸借だけでなく農業機械やビニールハウスの貸付け、研修制度の導入、定住に向けた住居の提供（空き家活用）など、関係機関や認定農業者の協力のもと幅広い支援が必要であり、その仕組みづくりを進めること。(継)

○ 機械更新が出来ずに廃業する小規模農家が多いことから、これら小規模農家でも使いやすい、低料金の農業機械貸出制度を、JA等と連携して新たに創設すること。(新)

○ 集落内の細かな農地を維持・管理しているのは小規模農家であり、担い手農家だけでは農地の維持・保全は図れず、小規模農家の存在も大切であることから、小規模農家への支援を拡充すること。(新)

○ 人・農地プランについては、市内でも取り組む集落が増えてきているが、引き続き当委員会と連携し、積極的に地域への働きかけを行うこと。(新)

○ 本市においては、水稻を主として経営する農家が多数を占めているが、依然米価が低い水準で推移する中、経営の安定のため、農家が施設園芸農業や水田活用畑作物等、水稻以外の作物にも安心して取り組めるような施策を講じること。(新)

○ 最近の異常気象、特に今年は台風の影響により、本市でも大きな被害があった。特にビニールハウスは、骨組が曲がってしまうと撤去せざるを得ず、撤去・建替え費用が大きな負担となっているため、これら災害被害に対する支援策を新たに講じること。(新)

2. 鳥獣被害防止対策

本市における獣害対策は、市と地元との連携や積極的な事業支援により取り組みが進んでおり、中でも防護柵の設置については、県下でも有数の進んだ取り組みをされている地域があります。「農業経営に関する意向調査」でも、獣害対策の効果で被害が少なくなったという回答が5割強あり、効果は明らかとなっています。

一方で、設置が進んでいない地域もあり、引き続き獣害対策を進めていただく必要があります。更なる鳥獣害被害防止対策の強化のため、次の施策を講じられたい。

○ 防護柵の未設置地域については、市内全域で設置が完了するよう、市・県・JA等関係機関が連携して、対策を講じること。(継)

○ 夜行性の獣に対する、夜間のパトロールや花火の打ち上げ等が、被害防止に有効であるため、これらの活動に対する支援策を講じること。(新)

○ 捕獲の実施主体となる狩猟免許保有者の育成、捕獲した獣の焼却処理施設の設置、作業中の事故に対応する保険加入への援助、市による獣害対策器具の貸出など、鳥獣害対策の充実を図ること。(新)

3. 特産品振興対策

本市は、稲作を中心とした土地利用型農業が主流である一方、湖北の風土が生み出す、多くの農産物は注目度が低く、ブランド品としての地位が確立されていないのが現状です。

新たな特産品の創出のため、その地位を確立できるような工夫をした取り組みが必要であり、昨年まで行われていた食味コンクールのような企画を通じて、湖北の農産物をPRし、ブランド化につなげていくことが期待されています。

加えて販売面においては、地場産農産物の販売や6次産業化を含めた商品開発のため、企業とのつながりを持つきっかけづくりが必要であり、次の施策を講じられたい。

○ 昨年で終了した食味コンクールは、湖北産米の評価を高めることにつながる良い取り組みであったため、ブランド化につなげるためにも、食味コンクールを復活させること。(新)

○ 昨今、都心部でジビエ料理を扱う店舗が増加するなど、ジビエブームと言えるものが起きている。このブームを活かし、ジビエの利活用が新たな湖北地域の産業となるような取り組みを行うこと。(新)

○ こんにゃく芋や赤ジソなどは、野生獣に効果のある作物であることから、更に生産拡大を図るため山間部を中心に、引き続き地元への働きかけを進めること。(継)

○ ブランド品の一つとなる要素を持つ、環境こだわり米に対する交付金が一部廃止されたが、琵琶湖を守るため農業者が創意工夫してきた経過を踏まえ、複数取組の復活や、全国共通取組に加えて県や市が独自の項目を設けるなど、継続して支援を行うこと。(新)

4. 遊休農地対策と農地の管理

平成29年度に実施した荒廃農地調査の結果、本市の遊休農地は約47.8haとなっています。遊休農地が発生する背景としては、農業者の高齢化や後継者不足、獣害による生産意欲低下、耕作条件の劣悪な農地など、様々な要因が挙げられます。

一方、本市の取り組みにより、昨年は約5.5haの農地が再生され、遊休農地の解消が進められましたが、依然多くの遊休農地が存在しており、拡大する傾向は疑う余地がありません。このため、当委員会でも解消に向け、委員が活動しています。

この問題を解決するためには、当委員会や地元地域をはじめ関係機関が共通認識のもと連携するとともに、農業振興だけに止まらない総合的な取り組みが必要となりま

すので、次の施策を講じられたい。

○ 遊休農地の拡大を防ぐため、当委員会を含めた関係機関との連携の強化に努めること。また、文書による管理指導など、遊休農地所有者への指導を強化する取り組みを行うこと。(継)

○ 夏場の草刈は大変な重労働でありながら、これを行わないことが耕作放棄にもつながることから、機械の購入や作業の委託に対する支援を行うこと。(新)

5. 地元農産物の PR

本市には、湖北の土壌が育んだ多種多様な農産物がありますが、外部に向けて十分な PR がされているとは言い難い状況であります。

これら地元農産物をより多くの人に知ってもらい、農業の魅力を引き出すためには、様々な情報媒体を活用して特色ある農産物を PR し、幅広い層に訴えかけることが重要であり、次の施策を講じられたい。

○ 多くの人々がスマートフォンを持ち、インターネットを通じて情報を取得する層が増えていることから、本市農産物の魅力を PR するため、SNS 等を利用した情報発信を行うこと。(新)

○ 現在は、農業者が地元食材の魅力をアピールでき、消費者とのつながりを持てるようなイベントが非常に少ない。以前に、市・JA 共催で行っていた農林水産まつりのような、消費者へ PR できる場を新たに設けること。(継)

○ 子どもたちに、地元で生産された、安全・安心な野菜を食べてもらうため、学校給食では、地場産野菜を優先して使用されるような仕組みづくりを行うこと。(継)

6. 国・県への要望について

本市農業を守るため、国及び県に対して次のことを強く要望すること。

○ 農業従事者の高齢化が進み、数年先の地域農業の状況も不透明な中で、集落の農地を守る担い手の確保について、支援策を講じること。(新)

○ 農業共済制度の見直しにより、収入保険制度が導入されたが、農業所得を確保する観点から、従来の所得補償制度を踏まえた形の制度となるよう、国へ進言すること。(継)

○ 日本人の食の根幹となる米を生産するにあたり、安定した農業経営が行えるよう平成30年産米より廃止された直接支払い交付金、及び米価変動補填交付金を復活させること。(継)

○ 国の農地集積のテコ入れ策として、農地中間管理機構が設立されたものの、機能が全く果たされていない。特に所有者が望む条件不利地の受け入れ、耕作者が望む農地の面的集積や遊休農地に対する基盤整備の取り組みがなく、従来からの農業経営基盤強化促進法による相対・円滑化事業で十分な状況である。このようなことから県に対し、設立目的が十分に活かされ、地域の状況に合った農地中間管理事業に取り組むよう、強く進言すること。(継)

○ 今般の土地改良法の改正により、農地中間管理機構が借り受けた農地については、農業者の同意や費用負担なしに、都道府県が基盤整備事業を実施できるようになった。この制度を活用して、県による基盤整備を進めること。(新)

○ 1級河川における竹林、雑木林は、獣の絶好の住処や隠れ場所となっている。また、砂防ダムに土砂が堆積することにより、獣が農地に侵入しやすい環境を作り出していることから、これらの伐採・撤去を行うよう県へ強く要望すること。(継)

○ 現在のように、頻繁に補助制度や農業施策が変わるような中においては、新たに農業を始めようとする人が、安心して就農することができない。長期的なビジョンに立った、一貫性のある農業施策を展開すること。(新)

○ 繁忙期に、農業法人等の雇用主が、農作業に従事したいと考える働き手の情報を、容易に取得できるような仕組みを構築すること。(新)

○ 現在は、担い手に位置づけられる大規模農家や農業法人に支援が集中しているが、集落の狭隘な農地や耕作不利地を守っているのは、その地域の集落営農組織や地元の小規模農家であり、これらへの支援を拡充すること。(新)